

経営者のための学校情報

## 太陽 ASG 拝啓理事長先生

第 211 号 この資料は全部お読みいただいて 3 分 00 秒です。

### 今回のテーマ： 学校法人の設置する認可保育所について ①

日本公認会計士協会は、学校法人会計問答集(Q&A)第 14 号「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理について」を見直し、学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理などについて実務上の参考に資するため、学校法人委員会研究報告第 21 号「学校法人の設置する認可保育所に係る会計処理に関する Q&A」を平成 23 年 3 月 29 日に公表しました。

#### 認定こども園と保育所・幼稚園の違い

認定こども園 (新設)	幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、就学前保育等推進法に基づいて、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設 ①小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないに係わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能） ②地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能） なお、地域の実情に応じて下記のようなタイプが認められています。 ・幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うタイプ ・幼稚園型：認可幼稚園が、保育所的な機能を備えるタイプ ・保育所型：認可保育所が、幼稚園的な機能を備えるタイプ ・地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ
保育所	児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設
幼稚園	学校教育法に基づき、幼児に対し学校教育を施すことを目的とする教育施設

#### 保育所事業の計算書類等について

文部科学省及び厚生労働省において会計処理等の簡素化が検討された結果、以下の通り改正されました。

学校法人が 保育所を設置	改正前	「社会福祉法人会計基準の制定について」に定める資金収支計算書等の作成が必要
	改正後	平成 22 年 4 月 1 日から始まる会計年度より、児発第 295 号通知の改正に伴い、資金収支計算分析表の作成によることが可能となった
社会福祉法人が 幼稚園を設置	改正前	学校法人会計基準による計算書類の作成が必要
	改正後	学校法人会計基準改正（基準第 39 条の新設）により、社会福祉法人会計の基準によることが可能となった

#### お見逃しなく！

認定こども園の認定件数は、平成 23 年 4 月 1 日現在で 762 件と、昨年同時期の 532 件から 230 件増加しました（文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室 HP<http://www.youho.go.jp/>より）。

公私別・種類別・都道府県別に認定件数が載っておりますので、ご参照ください。